

## 議案第 93 号

### 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、埼玉県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて、議決を求める。

平成 21 年 11 月 30 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

### 埼玉県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

埼玉県市町村総合事務組合規約（平成 18 年指令市第 745 号）の一部を次のように変更する。

別表第 2 第 4 条第 3 号に掲げる事務の項中「朝霞市」を「朝霞市 加須市」に改める。

### 附 則

この規約は、埼玉県知事の許可のあった日から施行する。